

## 広島県告示第五百七十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和六年七月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和六年五月三十日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

山波地区

#### 1 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

#### 2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市東尾道の国土地理院四等三角点「東尾道」（北緯三四度二四分五八秒九二四三、東経一三三度一四分〇八秒九六七一、標高三・四九メートル）

基点一 基準点から二四三度二〇分一三秒の方向二八九・五四メートルの点

基点二 基点一から五七度一五分四二秒の方向五・二〇メートルの点

基点三 基点二から〇度一七分〇〇秒の方向一二・九五メートルの点

基点四 基点三から九〇度二四分一九秒の方向五一・七三メートルの点

基点五 基点四から一五九度五九分〇一秒の方向三八・四八メートルの点

基点六 基点五から一七二度四〇分二三秒の方向二九・四〇メートルの点

### 二 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物